

# 指導資料 特別支援教育 第203号

鹿児島県総合教育センター  
令和2年4月発行

対象 幼稚園 小学校 中学校  
校種 義務教育学校 高等学校  
特別支援学校



## 特別支援教育における関係機関との連携の在り方をズバリ紹介！ －教育と医療，保健，福祉，労働等との連携－

障害等のある子供一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために、保護者や医療，保健，福祉，労働等の関係機関と連携を取り合うことは大切なことである。そこで、学校現場等における具体的な連携の在り方について提案する。

### 1 A中学校における特別支援学校のセンター的機能を活用した連携事例

通常の学級にいる「ちょっと気になる」子供たちへの指導・支援が、特別支援学校のセンター的機能を活用し連携することで、より適切で効果的な指導・支援になることがあります。専門的な指導・支援の方法等が提案され、適切なアドバイスを受けることで、より効果的で継続的な連携活動ができます。「ちょっと気になる」子供たちも、共通の指導・支援体制の下で、日々の学校生活を送ることができ、笑顔が増えてくるのではないのでしょうか。また、保護者との連携も深まってくると考えます。



通常の学級における学習上又は生活上の困難さがある生徒について、特別支援学校の巡回相談等を活用し連携することで、具体的な個に応じた指導・支援の方法を検討した事例



A中学校

学年会：「ちょっと気になるな」、「心配だな」、「他の授業はどうですか」

校内委員会：「どんな指導・支援が考えられるだろう」、「どうしたら良いだろう」



A中学校の  
コーディネーター

特別支援学校へ巡回相談の依頼：「来校していただけますか」、「情報交換は3時間目をお願いします」、「保護者は了解しています」

特別支援学校の巡回相談：「普通の授業の様子は」、「検査の結果は」、「得意なことは・・・」、「苦手なことは・・・」

具体的な指導・支援方法の提案：「このような指導・支援方法が考えられますが、いかがですか」



巡回相談員



A中学校

職員間での共通確認：「授業はこのような指導・支援で」、「具体的な方法は・・・」  
特別支援学校の巡回相談員と相談しながら個別の教育支援計画，個別の指導計画を作成し、保護者への提案や職員が共通実践する指導・支援内容を確認した。



保護者への結果の説明と指導・支援の提案：「子供さんの指導・支援を提案します」  
中学校のコーディネーターから、保護者に対して説明した。関係する職員も同席し、同じ目標と方法で指導・支援することを決めた。

指導・支援の開始：「先生方、次のようにお願いします」、「何かあったらどうぞ」

必要に応じて特別支援学校の巡回相談員と連絡を取り合って、効果的な指導・支援内容を確認し、連携を継続している。

### 3 関係機関と連携するための留意点

<b>関係機関の リストの作成</b>	教育，医療，福祉，労働など，どのような専門機関が地域に所在しているのか，それらの機関は，どのような情報の提供や支援ができているのか，連携の手続きなどを事前に調べて，支援機関リストなどを作成することが大切である。
<b>優先順位の 明確化</b>	連携に当たっては，同時に多方面との連携が必要になる場合もあるが，教育，医療，福祉，労働など，どの関係機関と連携を図ることが必要なのか，児童生徒の課題や教育的ニーズを整理することが大切である。
<b>組織的な連携</b>	特別支援教育コーディネーターや担任が中心になり，連携の窓口などの役割を決め，連携の手順をマニュアル化するなど，連携のための組織的な体制を整えておくことも必要である。また，将来を見据えた連携のためには，個人的な連携ではなく，組織的な連携であることが必要である。その際，連携の成果は各組織内で共有することが大切である。
<b>個人情報の 取扱い</b>	関係機関との連携では，学校が把握している生徒の情報を提供したり，関係機関から情報が提供されたりする場合がある。個人情報保護の観点から，関係機関と情報を共有する際には，保護者・本人の理解と協力が必要となる。ガイドラインを作成しておくことも一つの方法である。
<b>効率的な連携</b>	連携会議等を実施する場合には，事前に流れを整理するとともに，必要な情報収集や相互の情報の交換，問題の共有化などを行っておくと効率的である。
<b>情報の共有化， 共通のツールの 活用</b>	課題に対して協力して解決を図るために，連携の場の共通のツールとして，個別の教育支援計画等を活用して情報を共有することが有効である。

### 4 関係機関との連携の必要性

特別支援教育では，子供の発達の状況や行動特性等を理解した上で，子供のニーズに対応した具体的な指導・支援について検討することは必要不可欠なことである。しかし，全ての教師が，必ずしも特別支援教育に関する十分な知識をもっているとは限らず，校内の教育資源だけで対応することが難しいことがある。そのような場合，関係機関から専門的な助言を受けて，学校現場での指導・支援をより効果的・効率的なものにするとともに，校内の支援体制をより活性化させることが大切である。

特別支援教育における「連携」では，保護者や教師，関係機関の専門家等，子供を取り巻く人たちが，互いの専門性を活用しながら，子供の問題を解決するために協働して取り組むことが求められている。学校においては，学級担任が一人で問題を抱え込むことなく，チームで校内支援体制を整えることが特別支援教育を進める上での基本となる。各学校等の特別支援教育コーディネーターを中心として，校内支援体制を整備するとともに，積極的に関係機関の担当者と連携を図り，「顔の見えるネットワークづくり」を進めていく必要がある。

－引用・参考文献－

- 鹿児島県教育委員会『就学相談・支援の手引き』平成28年
- 群馬県総合教育センター『特別支援教育における幼稚園、小・中学校、高等学校と関係機関との連携の進め方』平成20年

(特別支援教育研修課 吉川 祐一)

※ 見やすいフォントを使用しています。



## 2 ライフステージに応じた関係機関

具体的にどのような関係機関があるか、ライフステージと併せて紹介します。

### 関係機関と連携を図ることで期待できるメリット

- ① 子供が持っている困難さやその背景等がより専門的に分かり、具体的な支援方法が明らかになる。
- ② 学校での指導上の留意点があり、教師間で共通理解ができる。
- ③ 校内委員会や支援チームの機能が活性化される。
- ④ 特別支援教育に関する教師の理解・啓発が図れる。
- ⑤ 保護者が自分の子供をより客観的に理解できるようになる。

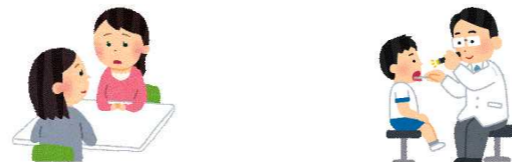


### 関係機関と主な相談（支援）内容

関係機関	主な相談（支援）内容
特別支援学校	・巡回相談による助言や教育相談 ・教材・教具や検査器具の貸し出し 等
通級指導教室、特別支援学級 大学、専門学校 等	・児童生徒理解や障害特性に応じた指導方法等の助言 等 ・発達や障害に関する情報や教育相談 ・学生ボランティアの活用 等
市町村の教育委員会 県総合教育センター	・指導や支援、学習環境整備、就学に関する助言と研修 等 ・指導や支援の在り方についての相談 等
県発達障害者支援センター 県児童相談所（18歳未満）	・発達障害児（者）の相談・支援 等 ・養護相談、児童虐待、非行、不登校、いじめ等の相談 ・療育手帳の判定や障害児施設利用の相談 等
知的障害者更生相談所 県精神保健福祉センター	・療育手帳の判定 ・精神的不安、思春期、ひきこもり、心の健康づくりに関する相談 ・精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の交付 ・福祉サービスの相談や療育手帳等の申請 等
市町村の福祉課 基幹相談支援センター 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 等 かごしま子ども・若者総合相談センター	・保育所等訪問支援、障害児等療育支援 ・障害に関する理解や支援方法に関する助言 等 ・不登校、ひきこもり、ニート、フリーター等の相談 等
県子ども総合療育センター（義務教育終了まで） 地域の医療機関	・医師による診療情報提供 ・心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等による情報提供 等
保健所 保健センター	・乳幼児期の発達や療育に関する情報提供 等
警察 県警察本部少年サポートセンター 地域の警察 等	・非行等に関する相談 等
鹿児島障害者職業センター ハローワーク 等 障害者就業・生活支援センター 職業訓練校 等	・就労に関する相談や情報提供 等 ・就業・生活面に関する相談 等 ・就労前の進学に関する相談や情報提供 等
その他の 親の会 NPO法人 地域の住民 等	・イベント等への参加 ・地域ボランティア、ゲストティーチャーの活用 ・民生委員による見守り 等

### ○乳幼児期

- 教育
  - ・特別支援学校
  - ・大学、専門学校
  - ・市町村の教育委員会
  - ・県総合教育センター 等
- 福祉
  - ・県発達障害者支援センター
  - ・県児童相談所
  - ・市町村の福祉課
  - ・基幹相談支援センター
  - ・児童発達支援センター
  - ・児童発達支援事業所 等
- 医療
  - ・県子ども総合療育センター
  - ・地域の医療機関 等
- 保健
  - ・保健所
  - ・保健センター 等
- その他
  - ・親の会
  - ・NPO法人
  - ・地域の住民 等



### ○学齢期

- 教育
  - ・特別支援学校
  - ・大学、専門学校
  - ・市町村の教育委員会
  - ・県総合教育センター 等
- 福祉
  - ・県発達障害者支援センター
  - ・県児童相談所
  - ・県精神保健福祉センター
  - ・市町村の福祉課
  - ・基幹相談支援センター
  - ・児童発達支援センター
  - ・児童発達支援事業所
  - ・かごしま子ども・若者総合相談センター 等
- 医療
  - ・県子ども総合療育センター（義務教育終了まで）
  - ・地域の医療機関 等
- 警察
  - ・県警察本部少年サポートセンター
  - ・地域の警察 等
- 労働
  - ・鹿児島障害者職業センター
  - ・ハローワーク 等
  - ・障害者就業・生活支援センター
  - ・職業訓練校 等
- その他
  - ・親の会
  - ・NPO法人
  - ・地域の住民 等

### ○成人期

- 教育
  - ・大学、専門学校 等
- 福祉
  - ・県発達障害者支援センター
  - ・知的障害者更生相談所
  - ・県精神保健福祉センター
  - ・市町村の福祉課
  - ・基幹相談支援センター
  - ・かごしま子ども・若者総合相談センター
- 医療
  - ・地域の医療機関
- 保健
  - ・保健所
  - ・保健センター 等
- 警察
  - ・地域の警察 等
- 労働
  - ・鹿児島障害者職業センター
  - ・ハローワーク
  - ・障害者就業・生活支援センター
  - ・職業訓練校 等
- その他
  - ・親の会
  - ・NPO法人
  - ・地域の住民 等

### ○参考（県内の主な相談機関情報）

参考として、鹿児島県教育委員会のWebサイト（家庭教育を応援します「3県内の家庭教育・子育てに関する主な相談機関」）を紹介します。



関係機関と効果的な連携を行う上で、学校等で作成する個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用することは、情報を共有し必要な指導・支援を確認するために、とても有効です。特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、これまでの実績を踏まえ全員作成することになっています。



福祉事業所等と連携を図る際は、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画を活用し、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましいです。是非、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的な連携を進めましょう。